

国立大学法人群馬大学情報化統括責任者等の整備に関する規程

平成 20. 4. 17 制定

改正 平成 23. 4. 1 平成 26. 4. 1

平成 27. 4. 1

(目 的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の情報化の在り方を検討し、学術情報基盤に係る将来構想及び基本方針を策定するため、情報化統括責任者（以下「C I O」という。）及び情報化統括責任者補佐（以下「C I O 補佐」という。）の組織・体制の整備を図ることを目的とする。

(C I O)

第 2 条 本学に C I O を置き、理事（研究担当）をもって充てる。

2 C I O は、本学の情報化推進に関する業務について統括する。

(C I O 補佐)

第 3 条 C I O を補佐し、本学の情報化推進に関する業務を行うため、C I O 補佐を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 総合情報メディアセンター長
- (3) 総合情報メディアセンターの主担当を命ぜられた教授
- (4) その他 C I O が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 4 号の C I O 補佐の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は、当該 C I O 補佐を必要と認めた C I O の終期を超えることはできない。

(雑 則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、C I O 及び C I O 補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。